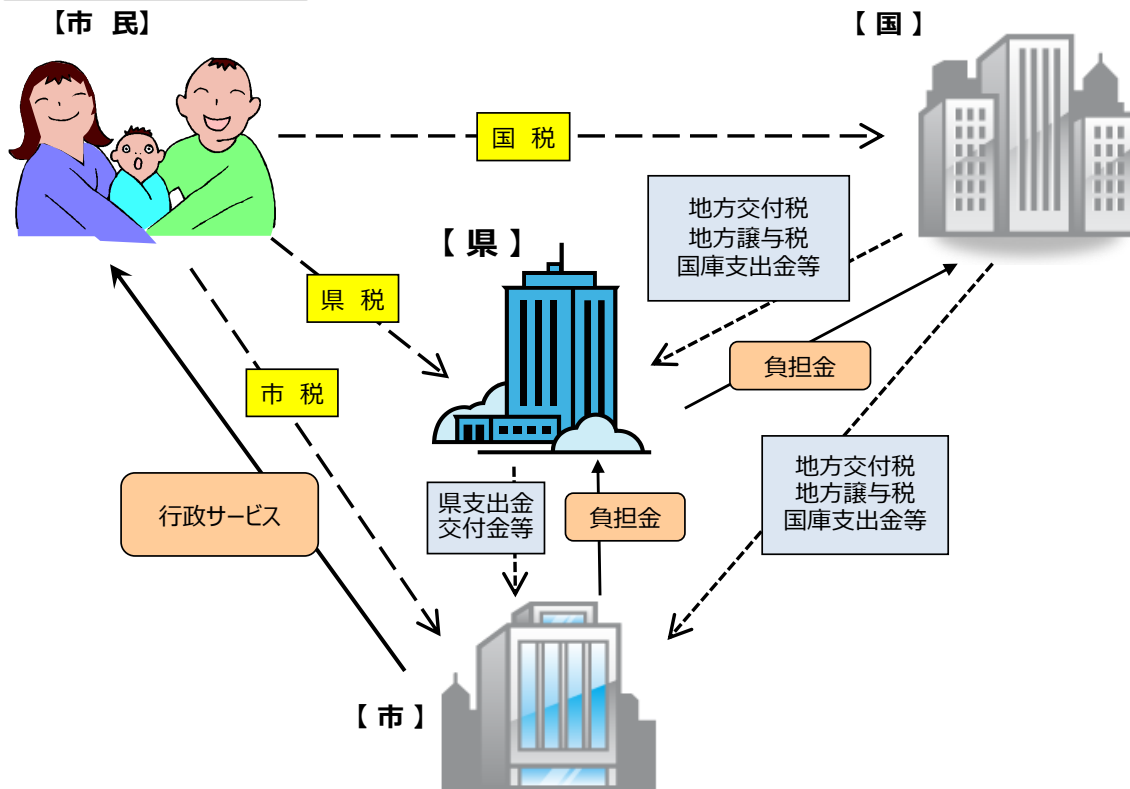


< 予算 >

1 税金の流れ



☆豆知識

国税の主なもの：所得税、法人税、相続税、消費税、酒税、たばこ税等

県税の主なもの：県民税（個人・法人）、事業税（個人・法人）、地方消費税、自動車税、不動産取得税、ゴルフ場利用税等

市税の主なもの：市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉾産税
国庫支出金：特定の事務事業に対して国から交付される給付金。

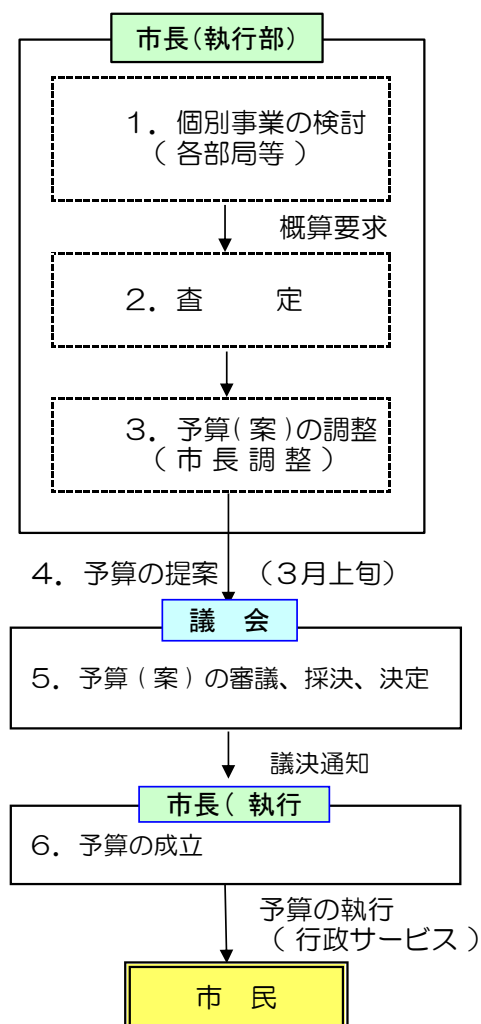
◎国、県及び市町村は行政活動を行うため、毎年度、予算を決定します。

予算とは一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）における収入・支出の見積り（計画）であり、市においては市長が予算(案)を作成し、主権者(市民)の代表である議会の議決によって成立します。予算は目的に応じて区分され、本市においては「一般会計」、「特別会計」及び「企業会計」に編成されます。

■用語解説■

- 一般会計：地方公共団体の基本的な経費を中心とした会計です。例えば、福祉、教育、土木、農林水産、消防などを一般会計に計上しています。
- 特別会計：特定の事業を行うため、一般会計と区別して処理する会計をいいます。本市では、「人材育成事業」、「国民健康保険事業」、「介護保険事業」、「糸満漁港ふれあい公園事業」、「土地区画整理事業」、「後期高齢者医療保険事業」、「真栄里地区物流団地開発等事業」及び「真栄里土地区画整理事業」の8つの特別会計があります。
- 企業会計：その事業における収入でその事業の経費をまかなっていく、独立採算を原則とした会計です。本市では「水道事業会計」、「下水道事業会計」、「農業集落排水事業会計」の3つの企業会計があります。事業の経費は受益者負担が原則となっています。

2 予算ができるまで



(11月下旬)

各部局で予算編成方針に基づいて個々の事業の熟度・優先度等を勘案し、概算要求を取りまとめます。

(12月上旬～1月下旬)

あらゆる角度から要求の内容を検討し、査定を行います。

(2月下旬)

重要事項・政策的経費等を中心に市長と調整し、予算(案)を作成します。

(3月下旬)

議会は予算(案)を審議、採決した後、予算を決定し、その旨を市長に通知します。

議会の議決を経て、予算が成立します。

(新年度4月1日以降)

成立した予算は各部局へ配当され、執行が行われます。

3 令和8年度予算の規模

令和8年度における糸満市の当初予算規模は、一般会計・特別会計・企業会計を合算して604億0,716万8千円であり、前年度と比較して5.5%の増加となっています。

(単位：千円、%)

	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	増減額	増減率
一般会計	38,390,023	36,409,909	1,980,114	5.4
特別会計	14,483,925	14,162,360	321,565	2.3
企業会計	7,533,220	6,688,281	844,939	12.6
合計	60,407,168	57,260,550	3,146,618	5.5

(1) 歳入の状況

本市の歳入状況を収入の「方法」と収入の「使途」の2つの視点から、グラフ化して見てみましょう。

まず、収入の方法で区分した一般会計歳入予算を見てみます。

収入の方法別では、大きく「自主財源」と「依存財源」の2つに区分されます。

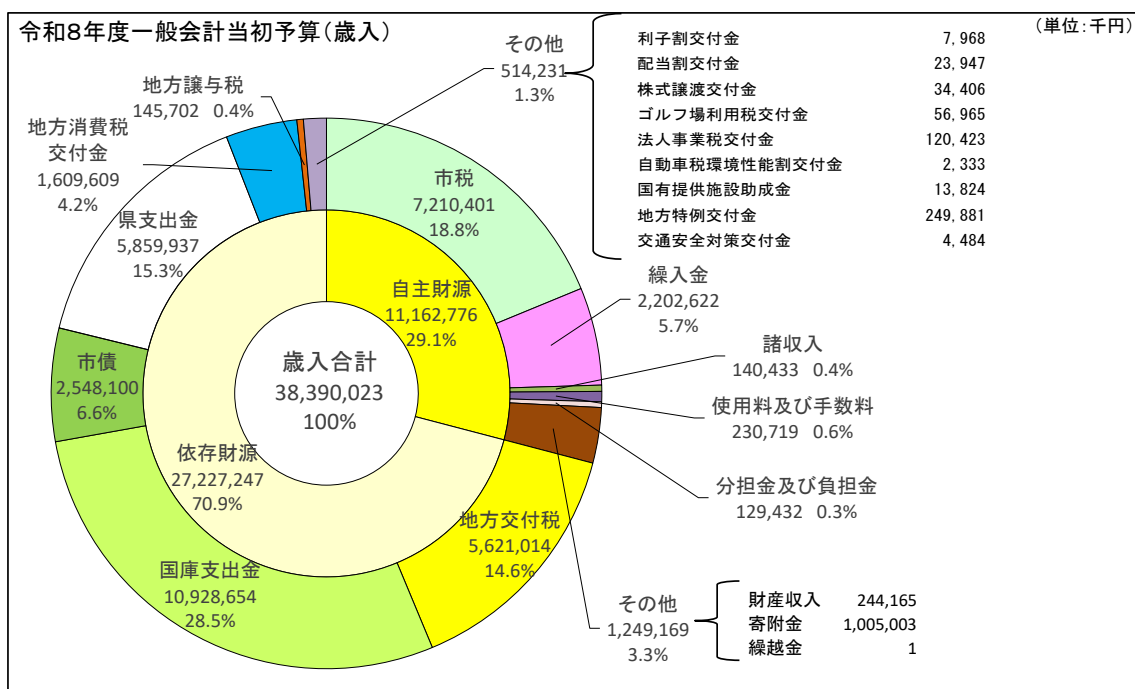
○自主財源：市が自力調達できる収入で「市税」、「繰入金」、「諸収入」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。

○依存財源：国や県など他の組織に頼る収入で、法令等で定められた額が交付されたり、国や県の予算から市へ割り当てられます。「地方交付税」、「国庫支出金」、「県支出金」、「市債」等があります。

市が自主的に調達できる自主財源は、行政活動の自主性と安定性の尺度となりますので、その比率が高いほど市にとって好ましいといえます。

では、「自主財源」と「依存財源」の割合を見てみましょう。

令和8年度の自主財源比率は、29.1%で前年度の29.5%と比較して0.4ポイント低くなっています。依然として依存財源の割合が高いことから、今後さらなる自主財源の確保が求められています。



■用語解説■

○市債：特定事業の支出に充てるために市が借り入れる、一会計年度を越える長期借入金のことをいいます。

☆豆知識 くなぜ、市債を発行(借金)するのか？>

学校や道路、公園など大型施設を建設する場合、単年度で多額の費用が必要となりますが、その費用をその年度内の収入でまかなうことは難しいため、資金を調達する必要性和複数年に渡って負担を平準化することを目的としています。

さらに、負担を平準化することで、「建設する年度の市民」だけの負担ではなく、今後、施設等を使用する「将来の市民」との公平な負担を図るという目的もあります。

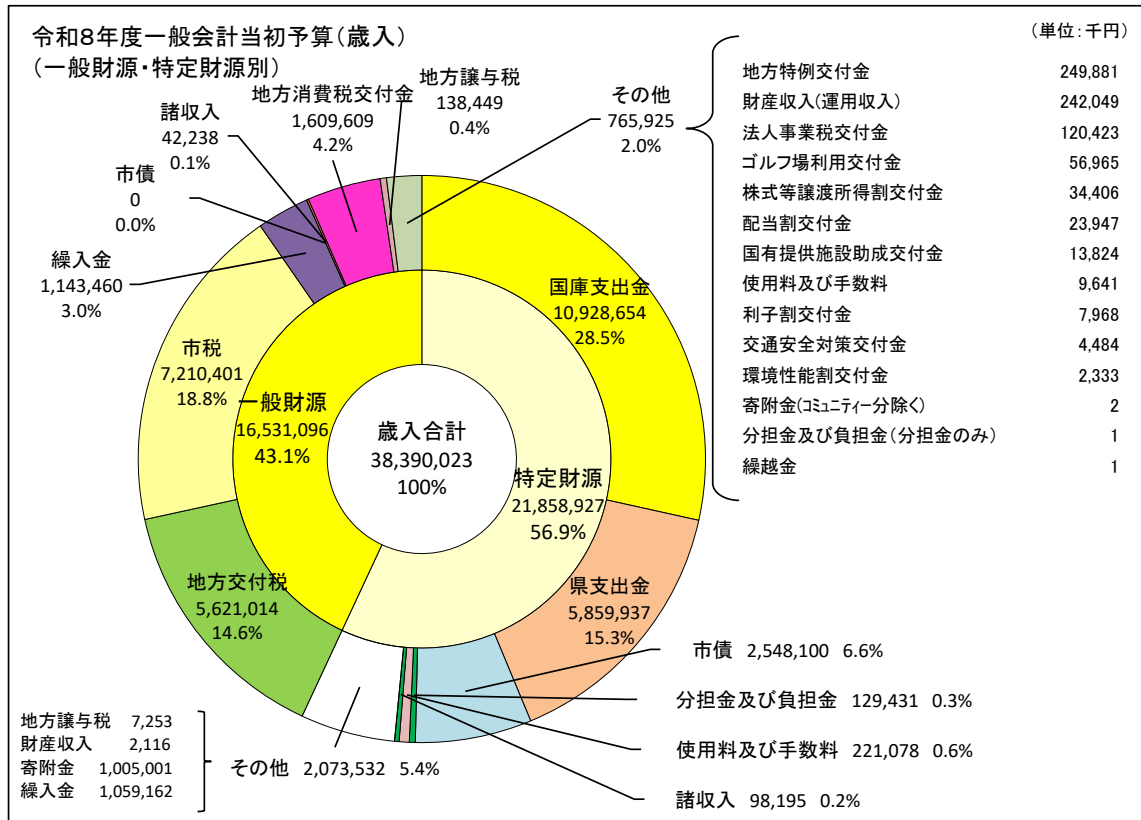
次に、収入の使途で区分した本市の一般会計歳入予算を見てみましょう。

収入の使途別では、使い道が特定されているか、特定されていないかで「特定財源」と「一般財源」の2つに区分されます。

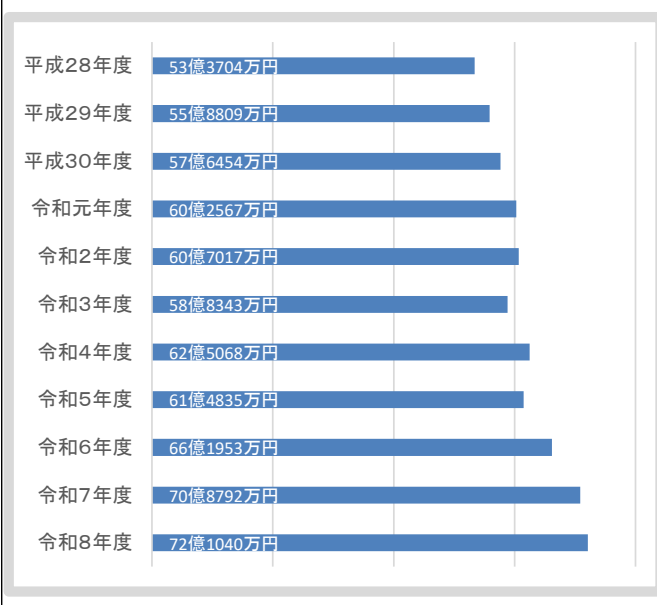
○特定財源： 使い道が特定されている財源で「国庫支出金」、「県支出金」、「市債」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。

○一般財源： 使い道が特定されてなく市の自主的判断で支出できる財源であり、「地方交付税」、「市税」、「繰入金」、「諸収入」等があります。

※ 一般財源は、市民のニーズに沿った様々な経費に使用できるため、収入が多いほど市にとって好ましいといえます。



☆豆知識<市の重要な財源となる「市税」について>



左の図は、市税の収入額を年度ごとに表したグラフです(※ 令和7年度までは決算額、令和8年度は予算額を示しています)。

市税には個人市民税、法人市民税、固定資産税等があり、令和7年度決算は前年度決算と比較して、1億2,248万円の増額(1.7%増)となりました。

市税は一般財源であり、使い道が特定されていないことから、保育、生活保護、ごみ処理、予防接種、学校管理費など様々な事業の大切な財源となっています。

(2) 歳出の状況

歳出予算は、行政目的に着目して分類した「目的別歳出予算」と、経費の性質に着目して分類した「性質別歳出予算」に分類することができます。

【目的別歳出予算の状況】

令和8年度の目的別歳出予算の構成では、民生費が最も大きくなっており、歳出全体の5割以上を占めています。

(単位：千円、%)

目的別 予算科目	令和8年度 当初予算額	構成比	主な内容
議 会 費	246,682	0.6%	議会運営、議員報酬など
総 務 費	6,056,374	15.8%	庁舎の維持管理、市税の徴収、住民票等の発行、選挙など
民 生 費	19,774,539	51.5%	生活保護、児童・母子福祉、高齢者・障害者の福祉対策、国民健康保険特別会計への繰出金など
衛 生 費	2,114,781	5.5%	保健衛生、環境衛生、公害対策、母子衛生、ごみ処理など
労 働 費	16,052	0.0%	シルバー人材センターへの補助、失業対策など
農林水産業費	1,852,673	4.8%	農林水産業の振興、土地改良など
商 工 費	242,601	0.6%	商工業の振興、中小企業対策、観光振興など
土 木 費	2,502,663	6.5%	道路・公園等の整備や維持管理、住宅、土地区画整理など
消 防 費	693,847	1.8%	消火活動、救急活動、その他消防関連活動など
教 育 費	3,071,875	8.0%	学校(義務)教育、社会教育、保健体育、青少年教育、文化財保護など
災害復旧費	29,000	0.1%	災害による農林水産、土木施設等の復旧
公 債 費	1,768,931	4.6%	市債・一時借入金の返済
諸 支 出 金	5	0.0%	普通財産の取得、公営企業への貸付など
予 備 費	20,000	0.1%	予算外または予算超過経費に充てる経費
合 計	38,390,023	100%	

※ 端数処理のため、構成比は合計欄の数値と一致しない場合があります。

【 性質別歳出予算の状況 】

性質別歳出予算では、経費の性質により、「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」に分類されます。

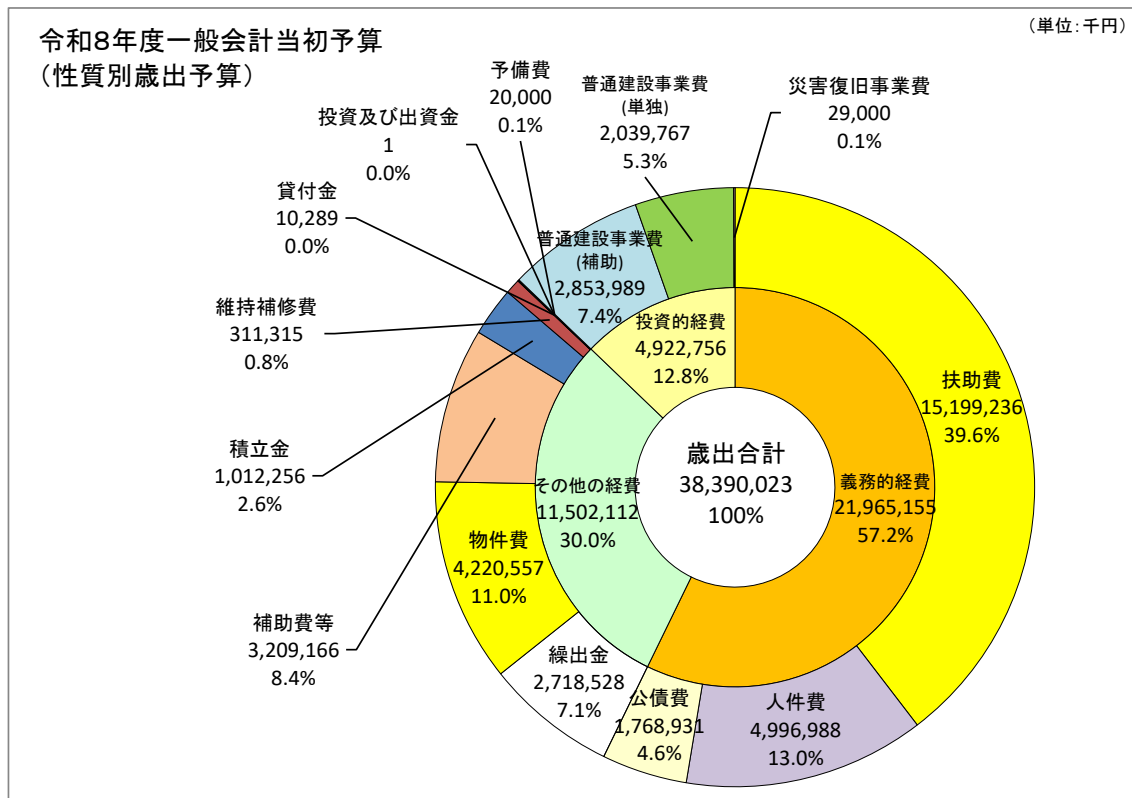
○義務的経費：支出が義務付けられている経費で、人件費、扶助費、公債費があります。

1. 人件費：議員報酬、各種委員報酬、職員給、会計年度任用職員報酬、各共済費など
2. 扶助費：生活保護法や児童福祉法など、法令の規定によって支出が義務付けられている経費
3. 公債費：市債等の返済（元金及び利子の償還）に要する経費

○投資的経費：道路、公園、学校等の建設等のように、その支出の効果が将来にわたって形として残る社会資本の形成に要する経費

○その他の経費：義務的経費及び投資的経費以外の経費の総称で、次のものがあります。

1. 補助費等：特定の事業、研究等を育成・助成するために対価なく支出する経費
2. 物件費：旅費、光熱水費、備品購入費、通信運搬費など、業務の遂行に必要な経費
3. 貸付金：行政目的遂行のため、法令や条例等に基づいて貸し付けるお金
4. 繰出金：一般会計と特別会計、または特別会計相互間において支出される経費
5. 積立金：特定の目的のために設けられた基金等の積み立てに対する経費
6. 出資金：特定の法人や組合に対して公益の必要性から共同して行う事業、財政援助、投資及び出資の場合に支出する経費
7. 維持補修費：市が管理する公共施設等の補修等に要する経費
8. 予備費：予算外または予算超過経費に充てる経費



■用語解説■

○基金：特定の目的のために資金を積み立てる「積立基金」、積み立てた資金の運用益で事業を行うことを目的とした「定額運用基金」など条例等により設置されます。

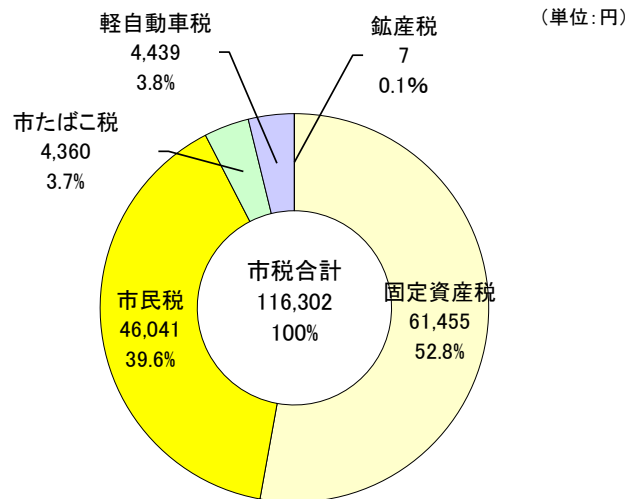
予算の状況を見てきましたが、市民一人当たりではどのようなになっているでしょうか。

(3) 市民一人当たりの市税負担額

令和8年度一般会計当初予算の市税は、72億1,040万1千円で歳入総額の18.8%を占めています。

右の円グラフは、市民一人当たりの市税負担額がいくらになるかを税ごとに区分したものであり、合計額は116,302円になります。

※ 令和8年3月31日現在
住民基本台帳人口：61,997人



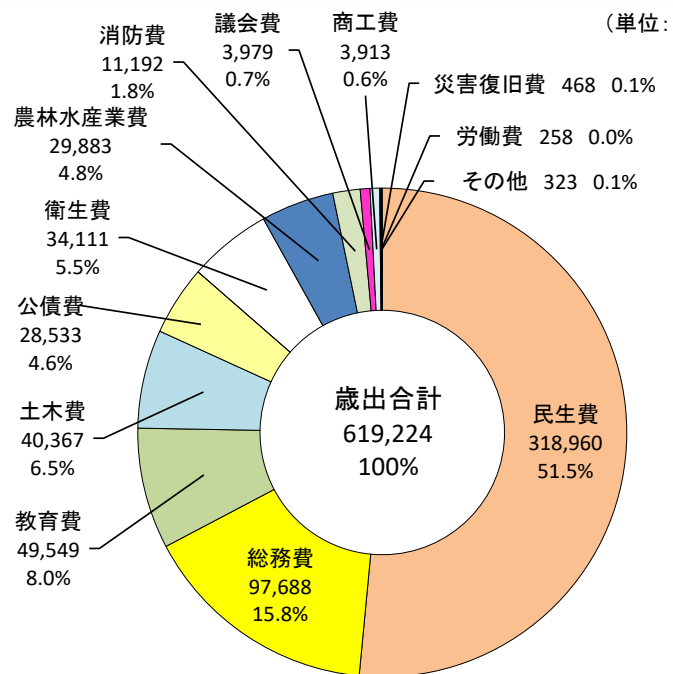
次に、市民一人当たりの歳出予算（行政経費）を見てみましょう。

(4) 市民一人当たりの歳出予算額

令和8年度一般会計当初予算額である383億9002万3千円を市民一人当たりの支出額になおすと、619,224円になります。

市民一人当たりの市税負担額と支出額を比べると、116,302円から619,224円を差し引いて、△502,922円の差が生じています。

この差については、国や県からの支出金や各施設の使用料・手数料などからまかなわれています。



※ 上記(3)・(4)の円グラフ内では、端数処理を行っているため、金額と割合が一致しない場合があります。

☆豆知識＜市税以外の収入の主な内容＞

使用料：市営住宅使用料、公立こども園保育料

手数料：ごみ処理手数料、各種証明手数料

負担金：法人保育所運営費負担金、基幹水利施設管理事業負担金

国庫支出金：児童福祉費負担金、生活保護等対策費負担金

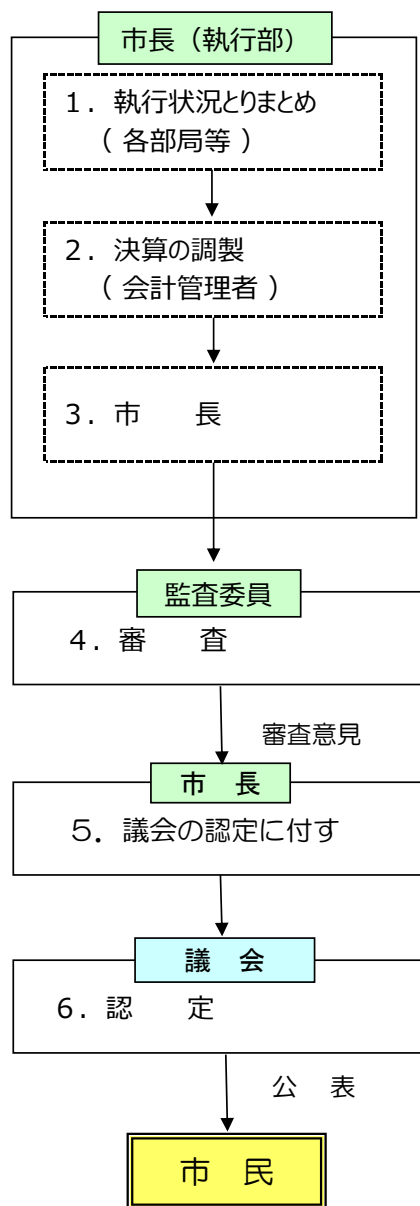
県支出金：児童福祉費負担金、沖縄振興特別推進交付金

< 決 算 >

1 決算の流れ

◎ 決算とは、一会計年度における収入・支出の実績（結果）です。

市の財政活動は、年度の開始前に作成した当初予算及び年度途中の不測の事態等に対応するために見直しを行う補正予算の範囲で行われており、一会計年度中の財政活動の結果を取りまとめて、報告書（決算書）を作成し、市民へ公表しています



各部局は6月10日までに歳入歳出予算の執行についての書類を財政課長へ提出します。

会計管理者は決算を調製し、出納の閉鎖後3ヶ月以内に決算と付属書類を市長に提出します。

市長は決算を監査委員の審査に付します。

監査委員は審査後、意見を市長に提出します。

市長は監査委員の意見を付けて、次の通常予算を審議する会議までに議会の認定に付します。

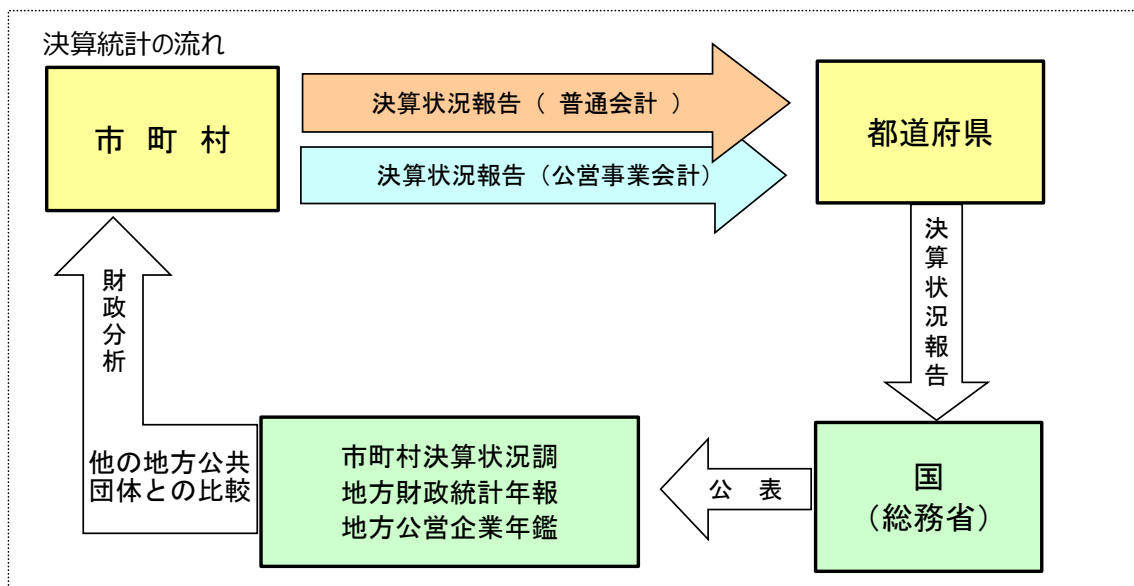
決算を確認し、その執行の適否を審査し、認定します（決算の確定）。

決算額を把握し、財政がどのような状況にあるかを分析・判断するうえで重要な役割を果たしているのが、次に説明する「決算統計」です。

2 決算統計

決算統計（地方財政状況調査）は、地方公共団体の毎年度の決算状況について、国の統一基準に基づいてとりまとめたものです。これは予算の執行を通じて、行政目的が効率的に達成されたか否かを検討する基礎となるものです。

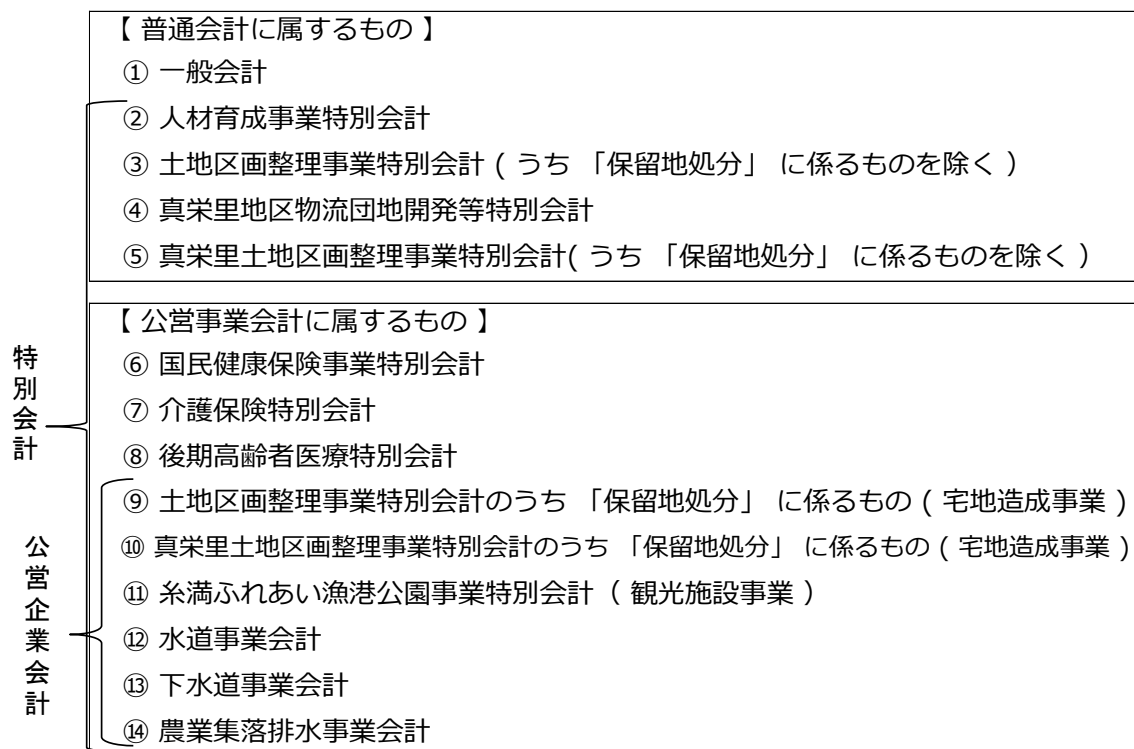
この調査は、地方自治法第252条の17の5の規定に基づき、国からの依頼により地方公共団体が作成し報告することになっています。



※ 通常、「決算統計」という場合は「普通会計」の決算統計を指します。

3 普通会計と公営事業会計

糸満市の決算統計の区分は次のとおりです。



※ ⑨、⑩における「保留地」とは、土地区画整理法で土地区画整理事業の施行費用に充てるため、換地（従来あった土地の代替）せずに留めておく一定の土地のことです。

■用語解説■

○ 公営企業会計：地方財政法第6条及び同法施行令第46条で規定されている13の事業会計のことを指し、地方公営企業法の適用を受ける事業と適用を受けない事業に区分されます。

＜本市における地方公営企業法適用事業・法非適用事業＞

- 1.法適用：水道事業、下水道事業、農業集落排水事業
- 2.法非適用：宅地造成事業、観光施設事業

☆豆知識＜公営企業会計について＞

公営企業会計は、原則として、そのサービスを利用する方（市民・法人等）から受益者負担として支払われる料金などによって運営されています。

地方公共団体の一般会計で用いられる会計方式では、施設の維持管理等に要する費用が反映されません。そのため、公営企業会計（法適用）では、将来必要となる施設の維持管理・更新費用などを的確に把握するにあたり、施設減価償却等を含めた会計方式を用いることで、維持管理費などを勘案した適正な料金水準の設定に努め、サービスの安定的な供給につなげることをとしています。

＜令和7年度決算の状況＞

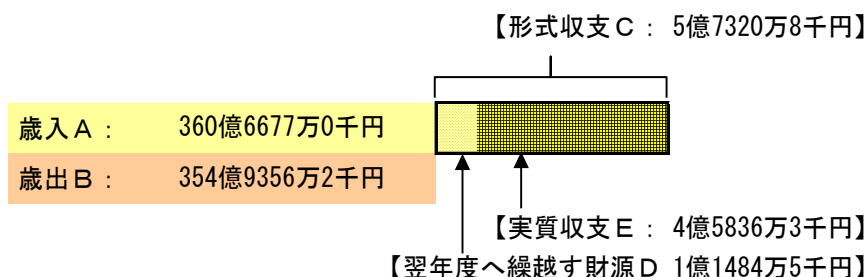
令和7年度普通会計の決算統計に基づいて、糸満市の財政状況を見てみましょう。

1 決算規模

決算収支の状況

（単位：千円）

歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C (A - B)	翌年度へ繰 越す財源 D	実質収支 E (C - D)
36,066,770	35,493,562	573,208	114,845	458,363



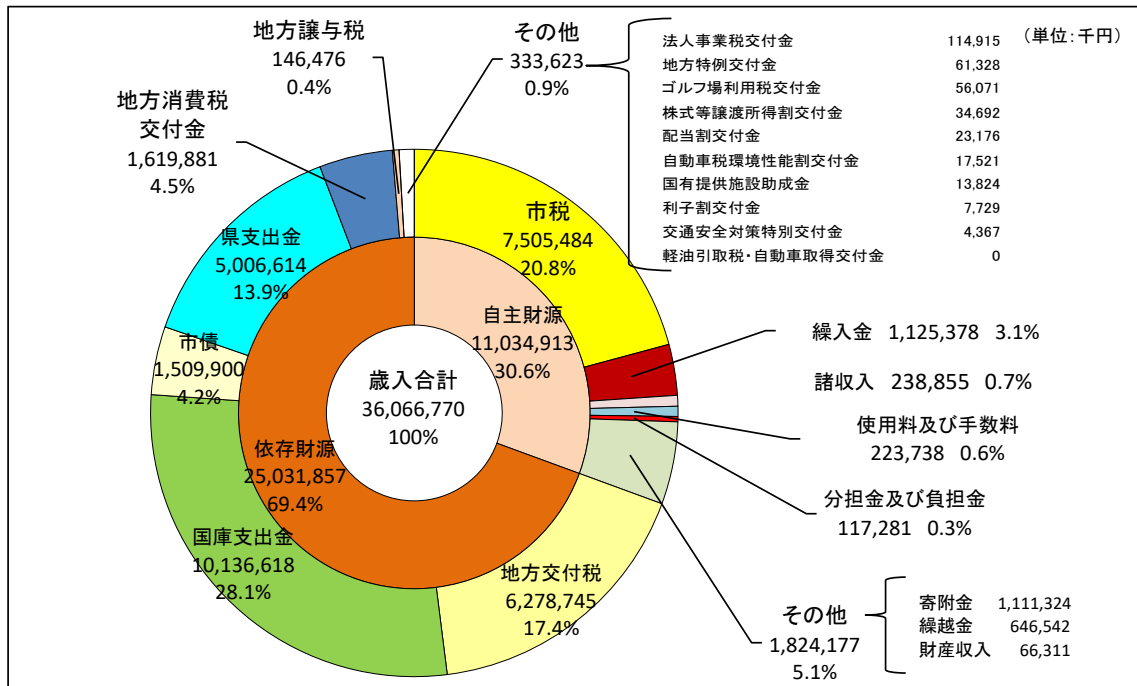
■用語解説■

○ 実質収支：形式収支（C：歳入総額Aから歳出総額Bを差し引いたもの）から翌年度へ繰り越す財源（D：やむを得ず翌年度へ繰り越す事業に充てるための財源）を差し引いたものです。

実質収支は財政運営の状況を判断する一つの基準です。令和7年度は、4億5,836万3千円の黒字でした。この黒字分（決算剰余金）は1/2を下らない額を、「基金に積み立て、または地方債（市債）の繰上償還の財源に充当する」旨のことが地方財政法第7条で定められています。令和7年度の実質収支額のうち2億5千万円を財政調整基金へ積み立て、残りを令和8年度への繰越金としました。今回の決算に伴う積立（2億5千万円）は、令和8年度中に執行されます。

次に普通会計の歳入・歳出の決算を見てみましょう。

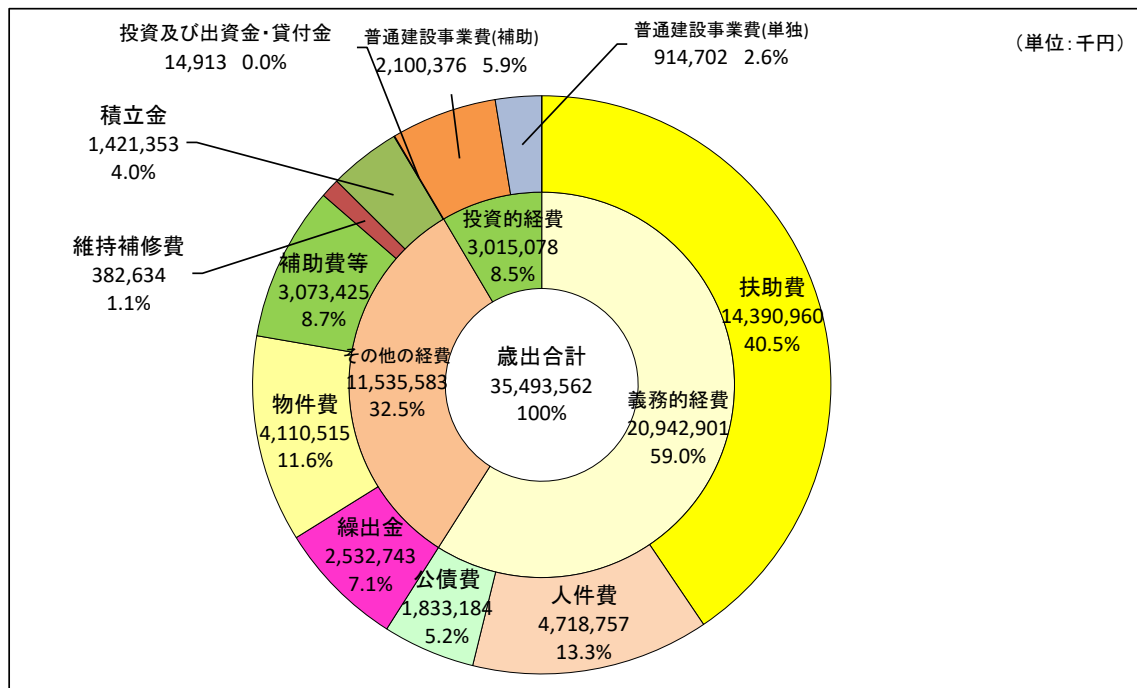
2 歳入決算の状況



本市の歳入総額に占める自主財源の割合は30.6%、依存財源の割合は69.4% となっており、自主財源の割合は前年度の30.1% と比べて0.5ポイント高くなっています。

また、自由に使える財源（一般財源）は、地方交付税（17.4%）に大きく依存しています。

3 歳出決算の状況



歳出総額に占める義務的経費の割合は59.0%で前年度の57.1%と比べて1.9ポイント高くなっており、依然として財政の硬直化傾向にあります。また、義務的経費の支出額は、前年度より4億7,994万円の増額となっています。

4 糸満市の家計

糸満市の令和7年度の財政状況を年収360万円の家計に例えてみました。置き換えるには難しい部分もありますので、あくまで参考としてご覧ください。

【 令和7年度決算状況 】		(単位：千円)
歳 入		決算額
1	自主財源(税収等)	9,909,535
2	依存財源(交付税・補助金等)	23,521,957
3	市債	1,509,900
4	基金繰入金等	1,125,378
計		36,066,770

【 家計に例えると 】			(単位：円)
収 入		年収	月給
給与		989,119	82,427
親からの仕送り		2,347,842	195,653
借金		150,710	12,559
貯金の取り崩し		112,329	9,361
計		3,600,000	300,000



歳 出		決算額
1	人件費	4,718,757
2	公債費	1,833,184
3	扶助費	14,390,960
4	物件費	4,110,515
5	普通建設事業費	3,015,078
6	繰出金	2,532,743
7	維持補修費	382,634
8	その他の支出(投資及び出資金・貸付金・積立金・補助費等)	4,509,691
計		35,493,562

出 費		年間	月間
生活費(食費等)		471,002	39,250
ローン返済金		182,979	15,248
医療費・保育料等		1,436,432	119,703
生活費(光熱水費等)		410,291	34,191
家の増改築等		300,950	25,079
子供への仕送り		252,805	21,067
家や庭の修繕費		38,193	3,183
その他(貯金、自治会費など)		450,134	37,511
計		3,542,786	295,232

本市の月収は30万円で、そのうち給与はわずか約8万2千円ほどしかありません。一方、親からの仕送りが約19万6千円もあり、いかに親頼みの生活であるかがわかります。

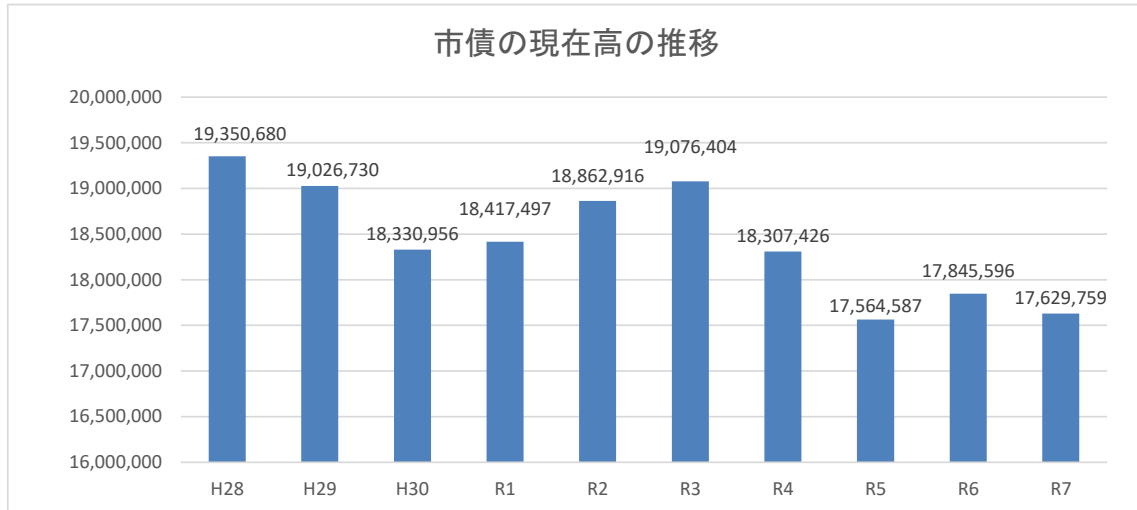
それでも毎月の出費額約29万5千円をまかなうため、毎月約1万3千円の借金をしつつ、貯金を約9千円取り崩していることになります。

5 市債と公債費率等

市 債

事業を推進するために発行される市債(借金)の償還金(返済金)は公債費と呼ばれ、将来にわたる義務的な負担となります。令和7年度末の市債残高(借入残高)は176億2,975万9千円であり、前年度より2億1,583万7千円減少しています。

(単位：千)

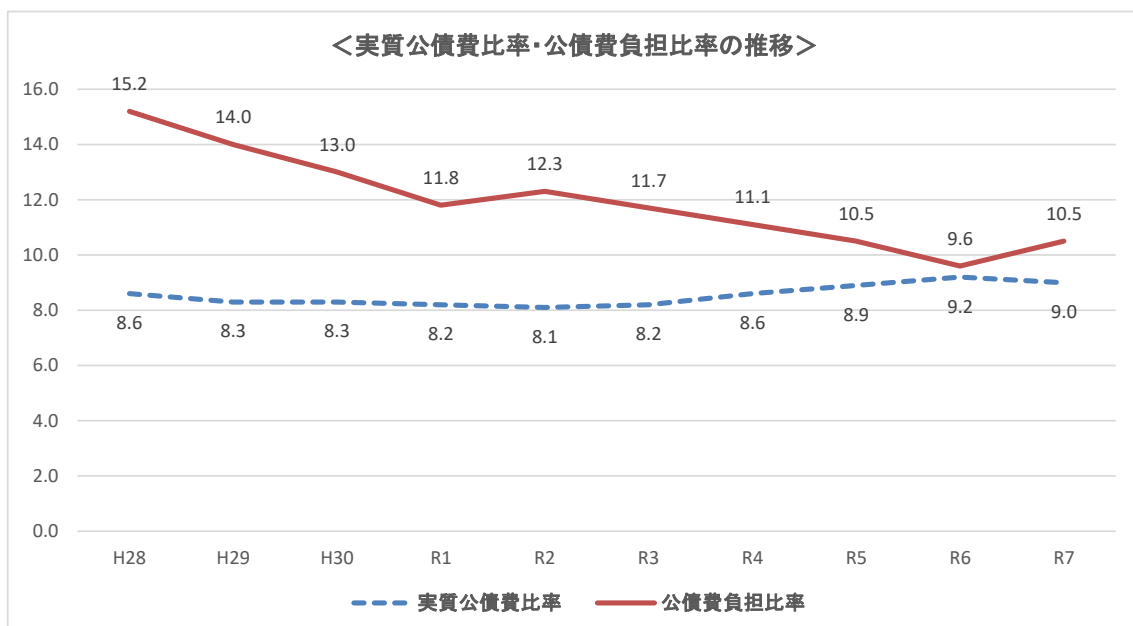


実質公債費率・公債費負担比率

公債費負担比率：歳入における一般財源の総額のうち、公債費に使われた額がどれくらいあるかを表した指標です。この比率が15%を超えたら警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。

実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金の返済額（公営事業会計や一部事務組合等含む）が標準財政規模に占める割合を示しており、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標です。

(単位：%)



公債費負担比率は、平成27年度から令和元年度にかけ、公債費の減少及び一般財源の総額が増えたことにより減少が続きました。令和2年度に一時増加へ転じたものの、令和3年度以降は、一般財源総額の増加及び市債残高の減少または微増により、再び減少傾向で推移しましたが、令和7年度に再び増加に転じています。

6 基金の状況

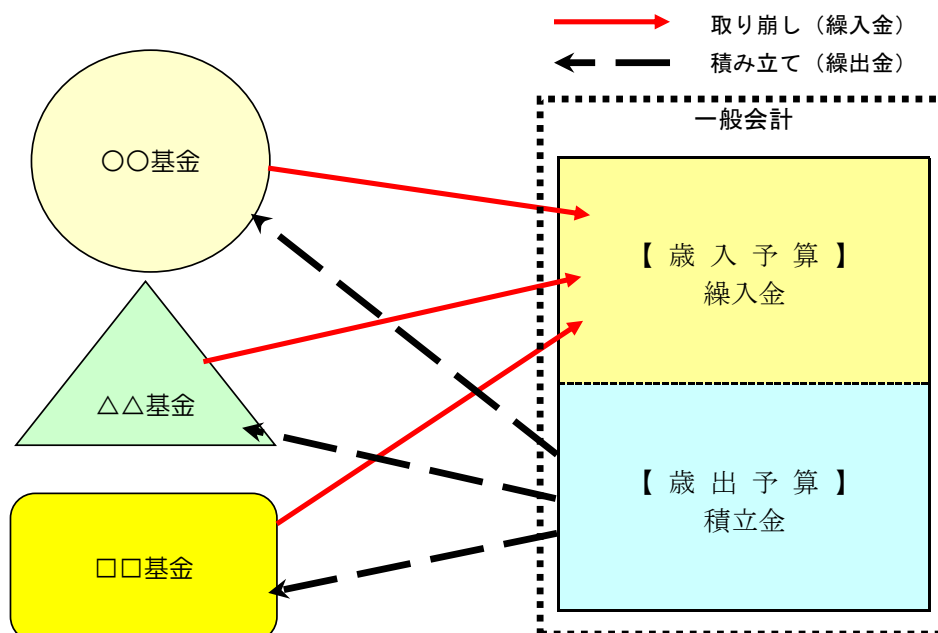
基金は法令等に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。本市には、18の積立基金と2つの定額運用基金があります。ここでは積立基金の状況を見てみましょう。

＜糸満市の基金の種類＞

積立基金	
1 財政調整基金	10 大城長成人材育成基金
2 減債基金	11 ふるさと農村活性化基金
3 公共施設整備基金	12 観光文化交流拠点施設基金
4 福祉振興基金	13 職員退職手当特別負担金引当基金
5 人材育成基金	14 ふるさと応援基金
6 清掃施設等建設基金	15 糸満市森林環境譲与税基金
7 岩崎奨学資金基金	16 糸満市子どもの未来応援基金
8 高倉人材育成基金	17 糸満市企業版ふるさと応援基金
9 琉球銀行人材育成基金	18 真栄里地区土地区画整理事業基金

定額運用基金	
1 土地開発基金	2 緊急援護貸付資金基金

基金の一部を取り崩して一般会計の財源に使用する場合は、歳入予算の「繰入金」に計上します。一方、基金へ積み立てる場合は、歳出予算の「積立金」に計上します。



< 積立基金の現在高 >

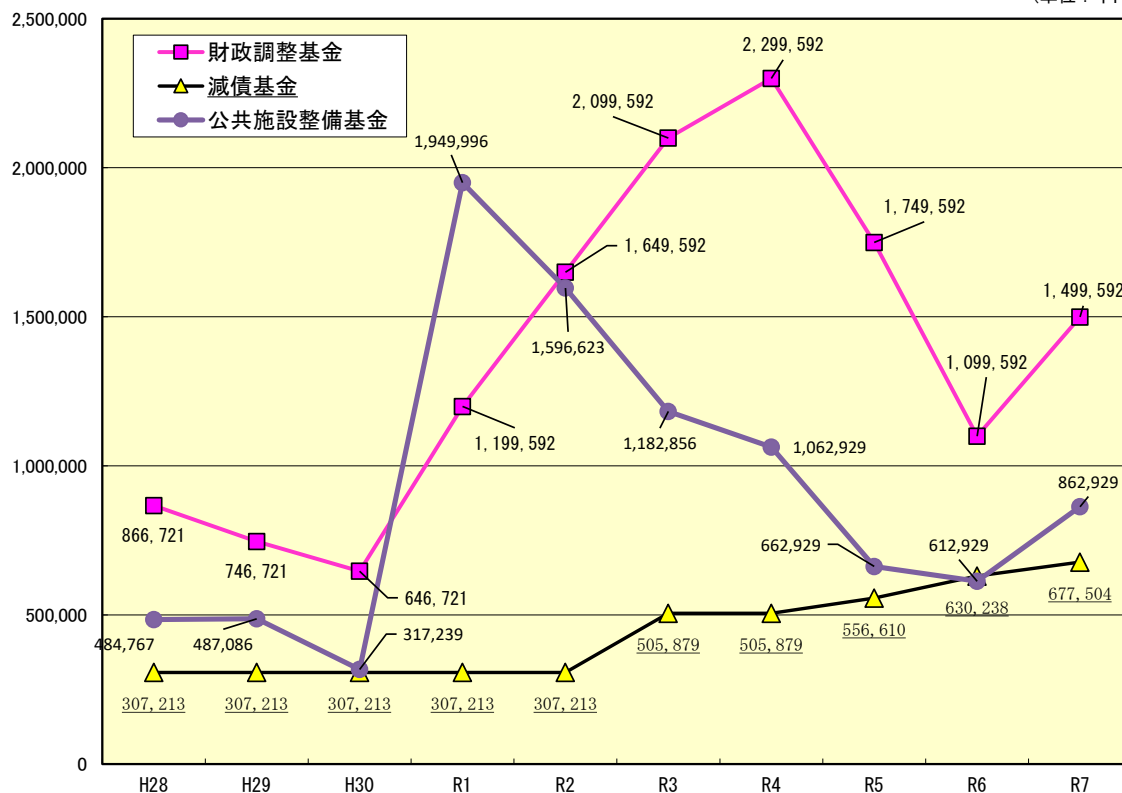
(単位：千円)

基金名	令和7年度末 現在高	目的
財政調整基金	1,499,592	災害などの不測の事態や年度間の財源の不均衡を調整する場合の財源として用います。
減債基金	677,504	市債の返済(公債費)の財源として用います。
公共施設整備基金	862,929	公共施設を整備するための財源として用います。
福祉振興基金	109,225	果実運用(積み立てた基金の利息等)で福祉振興のための事業を行うための財源として用います。
人材育成基金	433,770	人材育成事業を行うための財源として用います。
その他の基金	1,697,887	事業の目的により13の基金があります。
合計	5,280,907	

令和7年度末の基金現在高は52億8,090万7千円となっており、前年度末の基金現在高である45億2,869万5千円から7億5,221万2千円増加となりました。主な理由は、財政調整基金をはじめ、減債基金、公共施設整備基金、ふるさと応援基金へそれぞれ積み立てを行ったことによるものです。

< 主な基金（財政調整基金・減債基金・公共施設整備基金）の残高推移 >

(単位：千円)



※ 令和元年度に公共施設整備基金の残高が大きく増加したのは、糸満市土地開発公社からの寄附金を積み立てたことが主な要因です。

7 経常収支比率

経常収支比率とは「歳入のうち経常的な一般財源が、歳出の経常的経費の一般財源にどれだけ使われているか」の割合であり、財政構造の弾力性を表しているため、財政を分析するうえで重要な指数です。

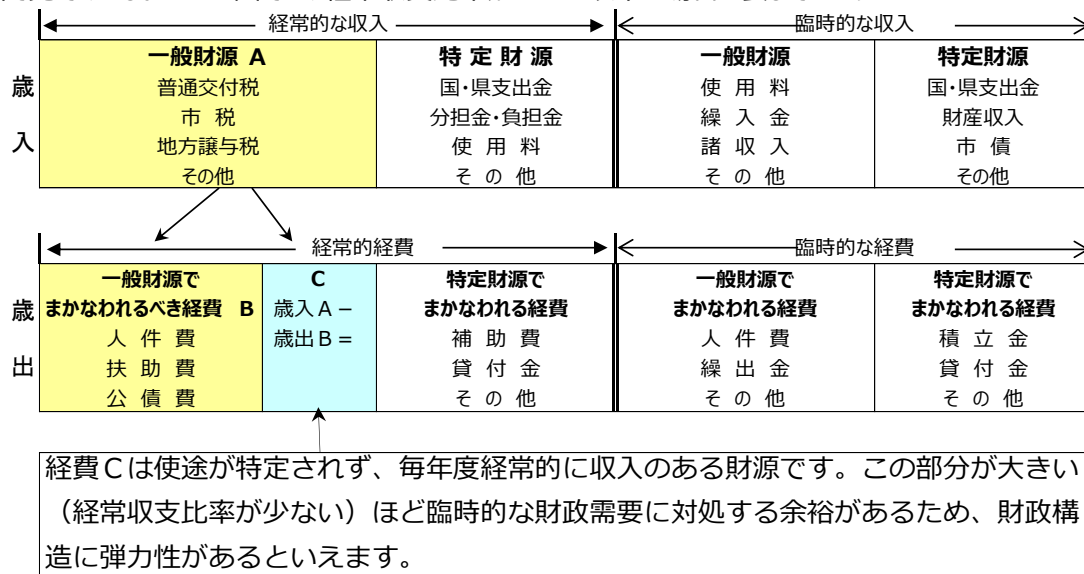
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{一般財源でまかなわれる経常経費 } B}{\text{経常一般財源総額 } A} \times 100$$

経常的経費：毎年度決まって支出する経費（人件費、市債返済費など）のことで、経常に収入のある財源でまかなわれることが必要です。

経常一般財源：使途が特定されていない毎年度決まって収入のあるお金（市税、普通交付税など）のことで、歳入総額に占める割合が大きいほど、収入の安定性と財政運営の自主性が確保されるといえます。

※ 経常収支比率は、都市で概ね75%程度が標準とされています。

図で見てみましょう。この図では、経常収支比率が100%以下の場合を表しています。



令和7年度の経常収支比率は、下記のとおりとなっています。

	← 経常的な収入 →		← 臨時的な収入 →	
歳入	一般財源 A 15,416,478	特定財源 11,735,666	一般財源 1,897,277	特定財源 7,017,349
	【総額 36,066,770】			
	← 経常的経費 →		← 臨時的な経費 →	
歳出	一般財源でまかなわれるべき経費 B 13,968,724	C 特定財源でまかなわれるべき経費 12,259,334	一般財源でまかなわれるべき経費 2,771,823	特定財源でまかなわれるべき経費 6,493,681
	【総額 35,493,562】			

$$\text{経常収支比率} : B \div A \times 100 = 90.6\%$$

（※ 経常的な収入における「一般財源 A」に臨時財政対策債等を含む）

令和7年度の経常収支比率は90.6%で、前年度の94.1%から3.5ポイント低下（改善）しました。主な要因としては、経常的経費における「一般財源でまかなわれるべき経費 B」は全体として増加したものの、地方税の大幅な増収等により、経常的な収入における「一般財源 A」がそれを上回る伸びを示したことが挙げられます。

経常的な収入における「一般財源 A」については、個人市民税や固定資産税などの地方税収の好調により、前年度から937,076千円の大幅な増となりました。一方、経常的経費における「一般財源でまかなわれるべき経費 B」については、長期債償還元金や療養給付費負担金（後期医療）の減などにより「公債費」や「繰出金」の充当一般財源が減少しました。しかしながら、施設型給付費負担金等の「扶助費」や職員給等の「人件費」、システム標準化等に伴う電算業務委託料の「物件費」、ホテル等立地推進事業補助金による「補助費等」の増加などがあり、前年度から345,098千円の増加となりました。

このように、経常的経費における「一般財源でまかなわれるべき経費 B」は全体として増加したものの、地方税収を中心とする経常的な収入における「一般財源 A」がそれを上回る伸びを示したことで、経常収支比率は低下（改善）する結果となりました。

一方で、依然として財政状況は硬直化傾向に変わりはなく、緊急時の支出に対応する際に必要となる財源（財政調整基金等）が不足も予測されるため、今後も引き続き、歳入の確保及び歳出の抑制を図っていく必要があります。

＜ 経常収支比率の推移 ＞

（単位：％）

